

（危険物確認試験）

第71条の2 消防長は、危険物を貯蔵し、若しくは取り扱おうとする者又は危険物を現に貯蔵し、若しくは取り扱っている者の申出により、危険物の確認試験を行うことができる。

※ 改正経過：追加〔平成2年条例第30号〕

【趣旨】

本条は、札幌市において、危険物を貯蔵し、若しくは取り扱おうとする者又は危険物を現に貯蔵し、若しくは取り扱っている者の申出があった際には、危険物の確認試験を実施できることについて定めたものである。

改正前の法は、単に一定の品名に該当する物品を危険物としていたが、法の改正により危険物の定義が改められ、一定の品名に該当する物品のうち、所定の方法の試験により一定の性状を示すものを危険物とすることとなった。このように、危険物の判定に試験の方法が導入されたことに伴い、試験の実施方法及び性状の具体的内容を定めるため、危政令及び危規則が一部改正され、危険物の試験及び性状に関する省令（平成元年自治省令第1号）が制定された。

これら消防法令は、物品が本来有する危険性の性状を正確に把握するために想定される厳密な試験条件を規定したものであり、実際にこの条件に従って試験を実施することは極めて困難である。そこで、平成元年2月23日付け消防危第11号通知では、これら消防法令の趣旨に反しない範囲内において、より実施することが容易な方法を標準として示すとともに、事業者が貯蔵し、又は取り扱う物品が危険物か否かを確認する場合においては、確認試験の方法によって差し支えないものとした。

そのような中、札幌市において確認試験の実施体制を整備することは、札幌市の危険物行政の遂行上必要とされるだけでなく、北海道内では民間において確認試験を実施できる環境が整っていないことから、危険物を貯蔵し、又は取り扱う事業者に対する行政サービスという観点からも必要であった。また、国からも、確認試験実施体制の整備と手数料の徴収について指導を受けているところであった。

そこで、札幌市においては、法別表に掲げる危険物の6つの類別のうち、貯蔵及び取扱いの件数が圧倒的に多い第4類の危険物（引火性液体）に係る確認試験を平成2年7月1日から実施することとし、必要な試験機器を導入することにした。また、それに合わせて、事業者に対するサービスとして確認試験を行う場合（同種の試験機器を導入していない道内他市町村の消防機関からの依頼に基づいて確認試験を行う場合を含む。）には、受益者負担の観点から、手数料を徴収することとし、札幌市消防手数料条例が改正（平成2年札幌市条例第30号）された。

本条例に関しては、前述の内容を踏まえ、平成2年の改正により本条を新たに設け、危険物を貯蔵し、若しくは取り扱おうとする者又は危険物を現に貯蔵し、若しくは取り扱っている者の申出により、確認試験を実施することができるようにしたものである。

【解説】

- 1 危険物確認試験については、危政令第1条の3から第1条の8まで、及び危険物の試験及び性状に関する省令において示されている。概要等については、下表のとおりである。

(1) 第1類の危険物（酸化性固体）

試験名	試験の目的	試験の方法
燃焼試験	粉粒状の物品について、過塩素酸カリウムを標準物質として潜在的な危険性を判断するために行う試験	燃焼時間の比較をするために次に掲げる燃焼時間を測定する。 ・標準物質と木粉との混合物30グラムの燃焼時間（混合物に点火した場合において、着火してから発炎しなくなるまでの時間をいう。以下同じ。） ・試験物品と木粉との混合物30グラムの燃焼時間
大量燃焼試験	粉粒状の物品以外の物品について、過塩素酸カリウムを標準物質として潜在的な危険性を判断するために行う試験	燃焼時間の比較をするために行う次に掲げる燃焼時間を測定する。 ・標準物質と木粉との混合物500グラムの燃焼時間 ・試験物品と木粉との混合物500グラムの燃焼時間
落球式打撃感度試験	粉粒状の物品について、硝酸カリウムを標準物質として衝撃に対する敏感性を判断するために行う試験	標準物質と赤りんとの混合物に鋼球を落下させた場合に50パーセントの確率で爆発する高さから、鋼球を試験物品と赤りんとの混合物に落下させた場合に、当該混合物が爆発する確率を求める。
鉄管試験	粉粒状の物品以外の物品について、衝撃に対する敏感性を判断するために行う試験	試験物品とセルロース粉との混合物を鉄管に詰めて砂中で起爆し、鉄管の破裂の程度を観察する。

(2) 第2類の危険物（可燃性固体）

試験名	試験の目的	試験の方法（概要）
小ガス炎着火試験	火炎による着火の危険性を判断するために行う試験	試験物品に火炎を接触させてから着火するまでの時間を測定し、燃焼の状況を観察する。
引火点測定試験	試験物品の引火点を測定するために行う試験	セタ密閉式引火点測定器により引火点を測定する。

(3) 第3類の危険物（自然発火性物質及び禁水性物質）

試験名	試験の目的	試験の方法（概要）
自然発火性試験	空気中での発火の危険性を判断するために行う試験	固体の試験物品の場合は、ろ紙の上で発火するか否かを観察する（粉末の試験物品を落下させ、発火するか否かを観察する試験を含む。）。 液体の試験物品の場合は、磁器の中で発火するか否かを観察する（試験物品がろ紙の上で発火するか否か、又はろ紙を焦がすか否かを観察する試験を含む。）。
水との反応性試験	水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性を判断するために行う試験	純水に浮かべたろ紙の上で試験物品が純水と反応して発生するガスが発火するか否か、若しくは発生するガスに火炎を近づけた場合に着火するか否かを観察し、又は試験物品に純水を加え、発生するガスの量を測定するとともに発生するガスの成分を分析する。

(4) 第4類の危険物（引火性液体）

試験名	試験の目的	試験の方法（概要）
引火点測定試験（タグ密閉式引火点測定器）	引火の危険性を判断するために 行う試験	液体の物品の引火点を測定する。
引火点測定試験（クリーブランド開放式引火点測定器）		タグ密閉式引火点測定器による引火点測定試験において引火点が80度以下の温度で測定されない場合は、当該試験方法で測定する。
引火点測定試験（セタ密閉式引火点測定器）		タグ密閉式引火点測定器による引火点測定試験において引火点が0度以上80度以下の温度で測定され、かつ、当該引火点における試験物品の動粘度が10センチストークス以上である場合は、当該試験方法で測定する。

(5) 第5類の危険物（自己反応性物質）

試験名	試験の目的	試験の方法（概要）
熱分析試験	2・4-ジニトロトルエン及び過酸化ベンゾイルを標準物質として、発熱開始温度及び発熱量の比較をするために行う試験	次に掲げる発熱開始温度及び発熱量を示差走査熱量測定装置又は示差熱分析装置により測定する。 ・標準物質の発熱開始温度及び発熱量 ・試験物品の発熱開始温度及び発熱量
圧力容器試験	加熱分解の激しさを判断するために行う試験で、孔径1ミリメートルのオリフィス板を用いて行う。	破裂板及びオリフィス板を取り付けた圧力容器の中の試験物品を加熱し、破裂板が破裂するか否かを観察する。

(6) 第6類の危険物（酸化性液体）

試験名	試験の目的	試験の方法（概要）
燃焼時間を測定する試験	液体であって、酸化力の潜在的な危険性を判断するために 行う試験	燃焼時間の比較をするために行う次に掲げる燃焼時間を測定する。 ・硝酸の90パーセント水溶液と木粉との混合物の燃焼時間 ・試験物品と木粉との混合物の燃焼時間

- 2 本条に基づく申出は、危険物確認試験申請書（規則様式26の2）に必要事項を記入し、確認したい危険物、札幌市消防手数料条例に規定する手数料を添えて申請しなければならない。
- 3 試験結果については、危険物確認試験結果通知書（規則様式7の2）により申出者に通知する。
- 4 本条に規定する危険物確認試験を実施することができる公的機関について、札幌市の場合は、札幌市消防局消防科学研究所が危険物確認試験を実施することができる。